

障がい福祉の しおり

八幡市役所 障がい福祉課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75番地

電話 (075)983-2129

FAX (075)981-8080

<http://www.city.yawata.kyoto.jp/>

この冊子は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を有効に活用していただくため、作成したものです。

1ページから18ページは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」及び「児童福祉法」に関する福祉サービスについて説明しています。

19ページから30ページは、八幡市が独自で実施している制度など(一部府補助金制度を含む)を中心に紹介し、その他参考資料も掲載しました。

31ページからは、京都府発行の「障害者福祉のてびき」に掲載されている国・府制度のいくつかを選んで、より詳しく説明しています。

内容について、わかりにくい点がございましたら、八幡市役所 障がい福祉課におたずねください。

(障がい福祉課の窓口では、難聴等で音声聞き取りにくい方に、職員の声聞き取りやすくする補聴機器を設置しています。)

(連絡先) 八幡市役所 障がい福祉課

電 話 075-983-2129

F A X 075-981-8080

インターネットからのお問い合わせは

八幡市HPより 各課の業務の障がい福祉課

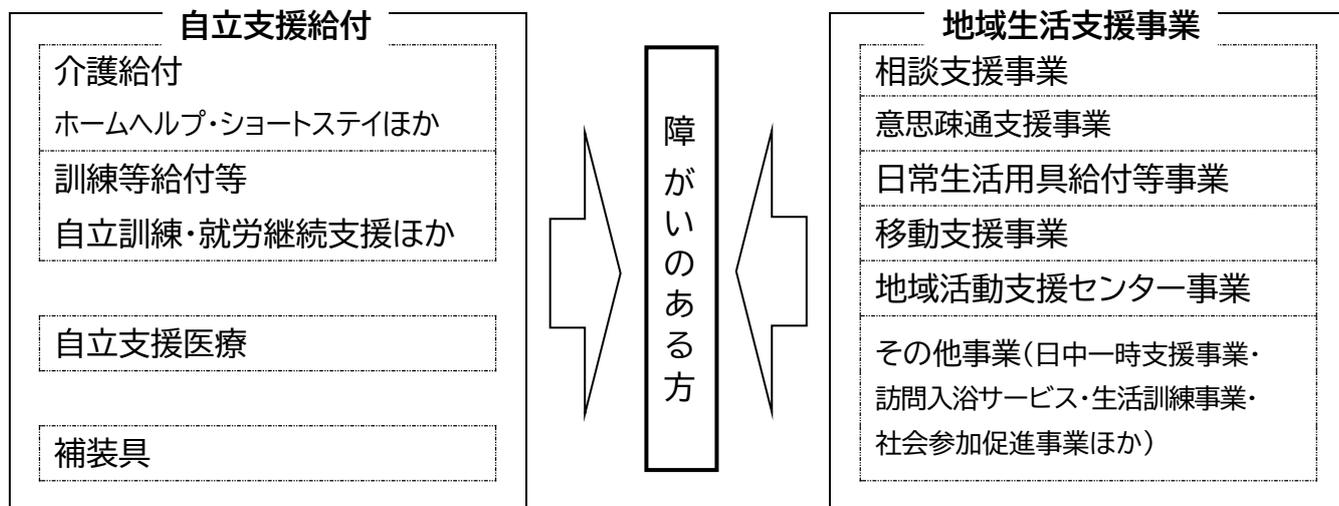
お問い合わせフォームよりお願いします。

目 次

| | |
|--|----|
| ○ 「障害者総合支援法」による障がい福祉サービス | 1 |
| 《主なサービスの概要》 | |
| (1)障がい福祉サービス | 2 |
| (2)サービス利用の流れ(介護給付・訓練等給付・相談支援給付) | 3 |
| (3)利用者の負担 | 4 |
| (4)自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療) | 5 |
| (5)補装具費 | 6 |
| (6)軽・中等度難聴児補聴器購入等支援事業 | |
| (7)地域生活支援事業 | 7 |
| 《相談支援・意思疎通支援(手話通訳者、要約筆記者の派遣)・日常生活用具給付・ 移動支援(ガイドヘルプサービス、リフトカー派遣)・地域活動支援センター・その他事業》 | |
| 日常生活用具種目表 | 9 |
| (8)小児慢性特定疾病児童日常生活用具 | 17 |
| (9)八幡市障がい者虐待防止センター | 17 |
| ○ 児童福祉法による児童通所サービス | 18 |
| ○ 八幡市独自制度等について | 19 |
| 1. 給付・補助 | 19 |
| ○ 自助具、介護用具、訓練用具等購入費の補助 | |
| ○ 障がい福祉施設への通所交通費の助成 | |
| ○ 緊急通報装置の貸与 | |
| ○ 在日外国人重度障害者特別給付金 | |
| ○ おむつ代の医療費控除 | |
| ○ 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置 | |
| 2. 貸 出 | 21 |
| ○ 補聴機器(ベルマンドミノクラシック)の貸出 | |
| ○ 車いすの短期貸出 | |
| 3. 訪問・派遣 | 21 |
| ○ 保健師の訪問 | |
| ○ 歯科衛生士の派遣 | |
| ○ 失明者巡回生活指導員の派遣 | |
| ○ 一時的な家事援助サービス | |
| ○ 訪問による寝具の乾燥消毒、丸洗いサービス | |
| 4. その他 | 23 |
| ○ 市民図書館のサービス | |
| ○ 自転車駐車場の利用料の軽減 | |
| ○ 聴覚に障がいのある方の119通報手段 | |
| ○ 松花堂庭園・美術館の入館料 | |
| ○ コミュニティバスやわたの運賃軽減 | |
| ○ 市営南ヶ丘浴場の入浴料の免除 | |
| ○ 駐車禁止規制の適用除外 | |

| | |
|------------------------------|----|
| 5. 相談機関・相談員等について | 25 |
| ○ 相談機関 | |
| ○ 地域生活支援拠点 | |
| ○ 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員 | |
| ○ 広域相談専門員 | |
| 6. 各協会・サークル | 28 |
| ○ 八幡市身体障害者協会 | |
| ○ 八幡市視覚障がい者協会 | |
| ○ 八幡市ろうあ協会 | |
| ○ 八幡市難聴者協会 | |
| ○ TELLS+親の会 京都八幡 | |
| ○ 八幡市内のボランティア活動及びグループ | |
| 7. フリージャ弁当・NTTふれあい案内 | 30 |
| ○ フリージャ弁当 | |
| ○ 配食サービス | |
| ○ NTTふれあい案内サービス | |
| ○ 携帯電話基本使用料の割引 | |
| ○「障害者福祉のてびき」(京都府発行)の補足 | 31 |
| 1. 医療助成制度 | 31 |
| 2. 自動車税の種別割・環境性能割減免制度 | 32 |
| 3. 軽自動車税(種別割)の減免 | 33 |
| 4. 年金制度 | 34 |
| ○ 障害基礎年金 | |
| ○ 障害厚生年金 | |
| ○ 障害年金生活者支援給付金 | |
| ○ 特別障害給付金 | |
| 5. 手当制度 | 36 |
| ○ 特別障害者手当 | |
| ○ 障害児福祉手当 | |
| ○ 経過的福祉手当 | |
| ○ 児童扶養手当 | |
| ○ 特別児童扶養手当 | |
| 6. 母子家庭奨学金等支給 | 37 |
| 7. 心身障害者扶養共済 | 38 |
| 関係機関案内 | 40 |
| 主な官庁等の案内 | 41 |

「障害者総合支援法」による障がい福祉サービス



障がいの種別にかかわらず、サービスを提供しています

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方と難病患者等の方も同じ制度によってホームヘルプサービスなどが利用できます。

サービス利用にあたっての個人負担について

サービスの利用量に応じて、その費用の1割や施設での食費・光熱水費の実費が必要です。ただし、負担が大きくなるよう、低所得の方を中心に負担額を軽減しています。

サービスの種類や内容について

福祉サービスは、在宅で訪問を受けるホームヘルプサービスや、施設(事業所)への通所等をおこなうサービス、身体上の障がいを補って日常生活をよりよくする用具等の支給等があります。

サービスの支給決定について

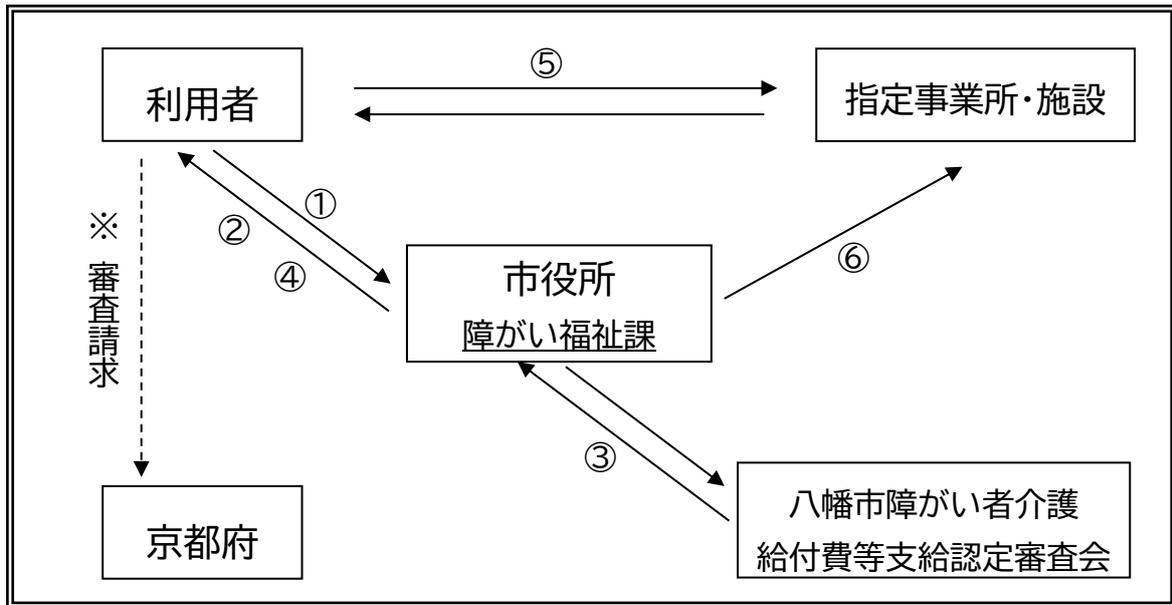
希望されるサービスにより手続きが異なりますので、詳しくは、市障がい福祉課窓口へご相談ください。

- ※ 65歳以上の方と40歳以上の特定疾病の方は介護保険制度が優先されます。
- ※ 補装具・日常生活用具は購入後に申請しても制度は適用できません。
必ず事前に申請手続きをしてください。

《主なサービスの概要》(1) 障がい福祉サービス

| サービス | | 内 容 |
|----------------------------|----------------------|---|
| 介 護 給 付 | 居 宅 介 護 | 入浴、排せつ、食事の身体介護、掃除、洗濯、調理等の家事援助及び通院の介助等を行います。 |
| | 重 度 訪 問 介 護 | 重度の肢体不自由者、その他の障がい者で常時介護を要する方を対象とします。居宅での入浴、排泄、食事の介護などから外出時の移動中の介護までを総合的に支援します。 |
| | 同 行 援 護 | 移動に著しい困難を有する視覚障がい者を対象とします。外出時に同行し、移動に必要な情報提供をし、必要な援助を行います。 |
| | 行 動 援 護 | 知的又は精神障がいにより行動上著しい困難がある方で常時介護を要する方を対象とします。行動の際に生じる危険を回避するための援助や外出時の移動の介護を行います。 |
| | 療 養 介 護 | 医療を要する障がい者で常時介護を要する方を対象とします。病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。 |
| | 生 活 介 護 | 障がい者支援施設などで日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産的活動の機会提供などを援助します。 |
| | 短 期 入 所 (宿 泊) | 介護者が病気などによって、障がい者の短期間の入所が必要な方を対象に、施設などで入浴、排せつ、食事の介護を行います。 |
| | 重 度 障 害 者 包 括 支 援 | 常に介護を要する方で、介護の必要度が著しく高い方を対象とし、居宅介護をはじめ、いろいろな介護の組み合わせにより支援を行います。 |
| | 施設入所支援 | 施設入所者に対して主に夜間に行われる入浴・排せつ・食事の介護を行います。 |
| 訓 練 等 給 付 | 自 立 訓 練 | 日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体機能や生活能力の向上のために、必要な訓練が受けられます。 |
| | 就労移行支援 | 就労を希望する方を対象に、生産活動などの機会の提供を通じて必要な知識や能力向上のため必要な訓練が受けられます。 |
| | 就労継続支援 | 通常の事業者には雇用されることが困難な方を対象に、就労機会の提供と生産活動の機会の提供を通じて、必要な知識や能力向上のため訓練が受けられます。 |
| | 就労定着支援 | 一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。 |
| | 自立生活援助 | 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。 |
| | グループホーム | 共同生活を営む住居において、入浴・排せつ・食事など、主に夜間に行われる介護を行います。 |
| 地 域 相 談 支 援 | 地域移行支援 | 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。 |
| | 地域定着支援 | 常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対して相談等を行います。 |

(2) サービス利用の流れ(介護給付・訓練等給付・相談支援給付)



① 相談・申請の方法

障がい福祉課又は相談支援事業所(障がい者生活支援センター^{はちまんさん}803等)にサービス利用について相談を行い申請します。

② 調査

申請後、障がい福祉課職員又は相談支援事業所担当者等がお宅等に訪問し、生活や障がいの状況について、面接調査(アセスメント)を行います。

③ 審査・認定

調査の結果をもとに、市で障害支援区分の一次判定を行い、審査会にて障害支援区分を決定します。

④ 決定通知の送付

支援区分の決定後、相談支援事業所等がサービスの利用意向等についてお聴きし、サービス等利用計画案を作成します。その後、市が決定し受給者証を交付します。

⑤ 契約・サービス利用

利用者は、指定事業所・施設の中からサービスを受ける事業者を選択し、サービスの利用申し込みや契約を行います。サービスの利用にあたって利用者負担額を事業所に支払ってください。

⑥ 介護給付費の支払い

市は、サービス提供した事業所に対し、介護給付費などを支払います。

※審査請求:市の介護給付費などの決定に不服があるときは、京都府知事に対し審査請求をすることができます。その際には、利用者や関係者の方から意見などを聴取することがあります。

(3) 利用者の負担

ホームヘルプ、ショートステイなど障がい福祉サービスの利用に応じて、その費用の1割の利用者負担が必要となります。施設サービスではその費用の1割と食費・光熱水費の実費が必要となりますが、低所得の方には負担を軽減する制度があります。

○ 障がい福祉サービスを利用する方への負担軽減のしくみ

通所・在宅利用者及び児童は、1ヶ月当たりの負担が増えすぎないように、所得に応じて支払いの限度額が設定されています。

【障がい福祉サービス負担上限月額】

① 在宅障がい福祉サービス利用者負担(成人)

| 所得階層区分 | 上限月額 |
|------------------|---------|
| 生活保護 | 0円 |
| 市民税非課税 | |
| 市民税所得割課税(16万円未満) | 9,300円 |
| 市民税所得割課税(16万円以上) | 37,200円 |

② 在宅障がい福祉サービス利用者負担(児童)

| 所得階層区分 | 上限月額 |
|------------------|---------|
| 生活保護 | 0円 |
| 市民税非課税 | |
| 市民税所得割課税(28万円未満) | 4,600円 |
| 市民税所得割課税(28万円以上) | 37,200円 |

※ 同じ世帯に障がい福祉サービスを利用する方が2人以上いる場合や介護保険等のサービスを併せて利用している方がいる場合は、世帯の負担が1ヶ月あたりの支払いの限度額を超えないように負担額が軽減されます。

○ 利用する障がい福祉サービスに応じた負担軽減のしくみ

【施設利用者の食費・光熱水費の実費負担軽減】

対象者は生活保護を受けている方、又は所得階層区分が低所得1又は低所得2に該当する方。

●施設に通所している方(市民税所得割課税16万円以上を除く)

食費の内、人件費に相当する金額が減免され、食材料費のみの負担となります。

●施設に入所している方

1ヶ月あたりの施設への支払いや食費・光熱水費の実費負担を行った後、手元に「その他の生活費」が残るよう実費負担が軽減されます。「その他の生活費」の額は表のとおりです。

| 利用者 | その他の生活費 |
|--|---------|
| 20歳から59歳の方で障害基礎年金2級受給者 | 25,000円 |
| 障害基礎年金1級受給者で60歳から64歳の方 65歳以上の身体障害者療護施設入所者 | 28,000円 |
| 65歳以上(身体障害者療護施設入所者を除く) | 30,000円 |

(4) 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)

更生医療

18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方が対象です。
指定を受けている医療機関で、機能の改善・維持のため、障がいそのものに対する医療を受けるときに医療費を助成します。ただし、世帯の市民税額に応じて対象外となる場合があります、世帯の市民税額・本人の収入に応じて自己負担が必要となります。

◆問い合わせ先:障がい福祉課

育成医療

更生医療と同じ趣旨の医療で18歳未満の児童が対象です。

◆問い合わせ先:障がい福祉課

精神通院医療

精神疾患により、通院による精神医療を要する病状にある方が対象です。
ご利用にあたっては、事前に申請してサービスの必要性の認定を受けてください。
(指定医療機関で受給者証を提示のうえ医療サービスを受けてください。)

◆問い合わせ先:障がい福祉課、京都府精神保健福祉総合センター

(電話 075-641-1810)又はかかりつけの医療機関へ

ご相談ください。

【医療サービスの自己負担】

市民税課税世帯の方でも、『重度かつ継続』(継続的に相当額の医療費負担が発生する場合)で統合失調症や躁うつ病などの方、免疫機能・腎臓機能・小腸機能障がいの方、医療保険の多数に該当する方など、別に支払い限度額が設定されています。

| 所得階層区分 | | 月額上限 | | | |
|----------|---------------------|------------|---------|---------|---------|
| | | 国 | | 八幡市・京都府 | |
| | | 一般 | 重度かつ継続 | 一般 | 重度かつ継続 |
| 生活保護受給世帯 | | 0円 | | | |
| 市民税非課税世帯 | 本人収入が年間80万円以下 | 2,500円 | | 1,250円 | |
| | 障害基礎年金1級及び特別障害者手当のみ | 5,000円 | | | |
| | 上記を除く | | | 2,500円 | |
| 市民税課税世帯 | 市民税所得割 3万3千円未満 | 医療保険の負担上限額 | 5,000円 | 10,000円 | 2,500円 |
| | 市民税所得割 16万円未満 | | 10,000円 | 18,600円 | 5,000円 |
| | 市民税所得割 16万円以上 | 37,200円 | | | |
| | 市民税所得割 23万5千円以上 | 給付対象外 | 20,000円 | 給付対象外 | 20,000円 |

※育成医療については、一部自己負担が異なります。

(5) 補装具費

事前の申請により、補装具の購入・修理が必要と認められるときは、補装具費の支給が受けられます。

市では、市民税所得割額が46万円未満の世帯の方には全額補助をしています。
身体障害者手帳や医師の診断書等により判断します。

◆補装具の費目:

<身体障がい者・障がい児共通>

義肢・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ

重度障がい者用意思伝達装置

盲人安全つえ・義眼・眼鏡

補聴器

<身体障がい児のみに認められるもの>

座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具

※種目によっては、京都府家庭支援総合センターの判定が必要なものや介護保険のサービスが優先される場合があります。

購入後申請しても、制度は適用できません。必ず事前申請をお願いします。

◆問い合わせ先:障がい福祉課

(6) 軽・中等度難聴児補聴器購入等支援事業

聴覚障がいの身体障害者手帳の対象とならない軽・中等度難聴児(両耳の聴力が 30db 以上 70db 未満のお子さん)に対して、言語能力の健全な発達やコミュニケーション能力の向上を図るため、補聴器の購入等の助成を行います。

◆対象:18歳未満の難聴児(両耳の聴力が 30db 以上 70db 未満)

保護者が八幡市内に住所を有している(世帯最多課税者の市町村民税所得割額が 46 万円未満の方)

◆助成額:国の定めの基準額の 3 分の 2(非課税世帯は 3 分の 3)

現に補聴器の購入又は修理に要した費用と国の定める額のいずれか。

◆問い合わせ先:障がい福祉課

(7) 地域生活支援事業

障がい福祉サービス以外に、市が地域における障がい者の生活を総合的に支える様々な事業が地域生活支援事業です。

【 八幡市における事業 】

相談支援事業

障がい福祉サービスや地域生活支援事業の利用のサポートをはじめ、障がいのある人や、その家族の様々な相談に応じ、情報の提供や助言を行います。

| 名 称 | 所在地・電話番号 | 内 容 |
|-----------------------------|--|---|
| 障がい者生活支援センター803 (はちまんさん) | 八幡市八幡女郎花 30-1 電話 075-983-8039 FAX 075-971-6011 | 障がいをお持ちの方やご家族からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助や社会生活力を高めるための支援や情報提供、助言を行っています。主な対象者:障がい者 |
| 相談支援事業所 Tomari(トマリ) | 八幡市男山笹谷 2 番地 A-BOC24 電話 075-972-2028 FAX 075-925-8667 | 内容同上 主な対象者:障がい児 |
| 地域生活支援センター らいふサポート れい | 八幡市男山金振 6-6 電話 075-874-6759 FAX 075-874-6769 | 障がいをお持ちの方やご家族からの初期相談に応じます。 主な対象者:障がい者 |
| 障害児(者)地域療育支援センター ういる | 城陽市枇杷庄中奥田 49 番地 1 電話 0774-54-3109 FAX 0774-55-5982 | 障がいをお持ちの方やご家族からの相談に応じ、各種在宅福祉サービスの申請・利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、各種情報提供などを総合的に 行います。 主な対象者:障がい者・障がい児 |

意思疎通支援事業

手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行い、障がいをお持ちの方を支援します。
八幡市では、日常生活を営むうえで意思疎通などに関して著しい困難が生じる場合、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。

◆問い合わせ先:障がい福祉課 (FAX 075-981-8080)

日常生活用具給付事業

日常生活を便利に又は容易にするために必要な用具の給付を行います。

身体障害者手帳や医師の診断書等により判断します。

自己負担金については、次のとおりです。

| | | 自己負担率 |
|------|--|-------|
| 障がい者 | 生活保護受給・本人及び配偶者が市民税非課税 | 負担なし |
| | 本人が市民税非課税かつ配偶者が市民税課税 | 5%負担 |
| | 本人が市民税課税 | 10%負担 |
| | ※ただし、平成18年10月から補装具から日常生活用具となった品目については5% (点字器・頭部保護帽・人工喉頭・ストマ装具・紙おむつ・歩行補助杖・収尿器) | |
| 障がい児 | 保護者が市民税非課税世帯 | 負担なし |
| | 保護者が市民税課税世帯 | 5%負担 |

◆購入後申請しても、制度の適用はできません。必ず事前申請をお願いします。

◆用具の種目は9～14ページを、ご参照ください。

◆65歳以上の方、介護保険制度第2号の特定疾病に該当する方は、介護保険が優先となるため、対象者は介護保険制度を利用するものとします。

〈介護保険優先となる種目〉

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、入浴補助用具、便器、
移動・移乗支援用具、居宅生活動作補助用具

◆問い合わせ先：障がい福祉課、高齢介護課

●のついている種目は介護保険適用優先のため、
対象者は介護保険制度を利用するものとします

日常生活用具種目表

| 区分 | 種目 | 対象者 | 性能等 | 支給限度 基準額 | 耐用 年数 |
|-----------------------|---------|---|--|-------------|----------|
| 介護・ 訓練 支援 用具 | ●特殊寝台 | (対象:概ね18歳以上) ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上 | 腕、脚等の訓練のできる器具を付 帯し、原則として使用者の頭部及び 脚部の傾斜角度を個別に調整でき る機能を有するもの | 154,000円 | 8年 |
| | ●特殊マット | (対象:18歳以上) ・下肢障がい1級 ・体幹機能障がい1級 上記のいずれかであって、常時介護を 要する者 ・知的障がいの程度が重度又は最重 度 | 褥瘡の防止又は失禁等による汚染 又は損耗を防止できる機能を有す るもの | 19,600円 | 5年 |
| | | (対象:原則として3歳以上18歳未満) ・知的障がいの程度が重度又は最重 度 ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上 | | | |
| | ●特殊尿器 | (対象:原則として学齢児以上) ・下肢障がい1級 ・体幹機能障がい1級 上記のいずれかであって、常時介護を 要する者 | 尿が自動的に吸引されるもので、 障がい者又は介護者が容易に使用 し得るもの | 67,000円 | 5年 |
| | 入浴担架 | (対象:原則として3歳以上) ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上 上記のいずれかであって、入浴に介護 を要する者 | 障がい者を担架に乗せたままリフト 装置により入浴させるもの | 82,400円 | 5年 |
| | ●体位変換器 | (対象:原則として学齢児以上) ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上 上記のいずれかであって、下着交換等 に当たって、家族等他人の介助を要す る者 | 障がい者又は介護者が容易に使用 し得るもの | 15,000円 | 5年 |
| | ●移動用リフト | (対象:原則として3歳以上) ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上 | 介護者が重度身体障がい者を移動 させるにあたって、容易に使用し得 るもの ただし、天井走行型その他住宅改修 を伴うものを除く | 159,000円 | 4年 |
| | 訓練いす | (対象:原則として3歳以上18歳未満) ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上 | 原則として付属のテーブルを付け るものとする | 33,100円 | 5年 |
| | 訓練用ベット | (対象:原則として学齢児以上18歳未 満) ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上 | 腕又は脚の訓練ができる器具を備 えたもの | 159,200円 | 8年 |

| 区分 | 種目 | 対象者 | 性能等 | 支給限度 基準額 | 耐用 年数 |
|--------------|----------------|--|--|---|----------|
| 自立生活 支援用具 | ●入浴補助用具 | (対象:原則として3歳以上) ・下肢障がい者(児) ・体幹機能障がい者(児) 上記のいずれかであって、入浴に介助を必要とする者 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るものただし、設置にあたり住宅改修を伴うものは除く | 90,000円 | 8年 |
| | ●便器 | ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上 | 障がい者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く | 便器 4,450円 手すり 5,400円 | 8年 |
| | T字状・棒状 のつえ | ・平衡機能障がい者(児) ・下肢障がい者(児) ・体幹機能障がい者(児) | つえ ①木材製 ②軽金属製 | ① 2,310円 ② 3,150円 いずれも ・夜光材付とした場合は 410円増 (全面夜光材とした場合は 1,200円増) ・外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は 260円増 | 3年 |
| | ●移動・移乗 支援用具 | ・平衡機能障がい者(児) ・下肢障がい者(児) ・体幹機能障がい者(児) | 転倒予防、立ち上がり動作、移乗動作の補助、段差解消等の用具(手すり、スロープ等)ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く | 60,000円 | 8年 |
| | 頭部保護帽 | ・平衡機能障がい者(児) ・下肢障がい者(児) ・体幹機能障がい者(児) ・てんかん発作等により頻繁に転倒する知的障がい者(児) ・てんかん発作等により頻繁に転倒する精神障がい者(児) | ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの Aスポンジ、革を主材料に製作 Bスポンジ、革、プラスチックを主材料に製作 | オーダーメイドの場合は価格欄の額の100%、 レディメイドは、 価格欄の額の80%の範囲内 A15,656円 B37,852円 | 3年 |
| | 特殊便器 | 上肢障がい2級以上 | 温水温風を出し得るもの ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く | 151,200円 | 8年 |
| | 火災警報器 | ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上 ・視覚障がい2級以上 ・聴覚障がい2級 上記のいずれかであって、必要と認められる者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) | 室内の火災を煙又は熱により感知して音又は光を発し、警報ブザーで知らせ得るもの | 15,500円 | 8年 |

| 区分 | 種目 | 対象者 | 性能等 | 支給限度 基準額 | 耐用 年数 |
|---------------|--|--|--|-------------|----------|
| 自立生活 支援用具 | 自動消火器 | ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上 ・視覚障がい2級以上 ・聴覚障がい2級 上記のいずれかであって、必要と認められる者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの | 28,700円 | 8年 |
| | 電磁調理器 | 視覚障がい2級以上 (視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) | 障がい者が容易に使用し得るもの | 41,000円 | 6年 |
| | 歩行時間延長 信号機用 小型送信機 | 視覚障がい2級以上 | 視覚障がい者が容易に使用し得るもの | 7,000円 | 10年 |
| | 聴覚障がい者 屋内信号装置 (サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む) | 聴覚障がい2級 (聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯) | 音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの ※用途が異なれば、過去10年間で、合計87,400円を上限とし、複数回申請可 | 87,400円 | 10年 |
| 在宅医療等 支援用具 | 透析液加温器 | 腎臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者 | 透析液を加温し、一定温度に保つもの | 51,500円 | 5年 |
| | ネブライザー (吸入器) | 呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者 | 障がい者が容易に使用し得るもの | 36,000円 | 5年 |
| | 電気式 たん吸引器 | 呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者 | 障がい者が容易に使用し得るもの | 56,400円 | 5年 |
| | 酸素ボンベ 運搬車 | 医療保険における在宅酸素療法を行う者 | 障がい者が容易に使用し得るもの | 17,000円 | 10年 |
| | 盲人用体温計 (音声式) | 視覚障がい2級以上 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) | 視覚障がい者が容易に使用し得るもの | 9,000円 | 5年 |
| | 盲人用体重計 | 視覚障がい2級以上 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) | 視覚障がい者が容易に使用し得るもの | 18,000円 | 5年 |
| | パルスオキシメーター | ・呼吸器機能障がい者(児) ・心臓機能障がい者(児) ・呼吸器機能障がい又は心臓機能障がいと同程度の障がいを有する者 上記のいずれかであって、在宅酸素療法又は人工呼吸器装着者 | 障がい者が容易に使用し得るもの | 157,500円 | 5年 |

| 区分 | 種目 | 対象者 | 性能等 | 支給限度 基準額 | 耐用 年数 |
|--------------|-------------------------------------|---|--|--|----------|
| 情報意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置 | ・音声、言語機能障がい者(児) ・肢体不自由者(児) 上記のいずれかであって、発声、発語に著しい障がいを有する者 | 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの | 98,800円 | 5年 |
| | 情報・通信支援用具 | ・上肢障がい2級以上 ・視覚障がい2級以上 | 障がい者向けパソコン周辺機器、アプリケーションソフト(注1) | 100,000円 | 6年 |
| | 上肢障がい者用電話機器 | 上肢障がい2級以上かつ普通型電話機の操作が困難な者 | 手の指以外でもダイヤル操作がしやすいもの ①制御スイッチ、②呼気スイッチに接続することでダイヤル操作が可能となるもの | ①制御スイッチ式 73,300円 ②呼気スイッチ式 84,300円 | 6年 |
| | 点字ディスプレイ | ・視覚障がい者(児) ・視覚障がいと聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)の身体障がい者(児) 上記のいずれかであって、必要と認められる者 | 文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの | 383,500円 | 6年 |
| | 点字器 | 視覚障がい者(児) | 視覚障がい者が容易に使用し得るもの | 標準型 10,712円 | 7年 |
| | | | | 携帯用 7,416円 | 5年 |
| | 点字タイプライター | 視覚障がい2級以上 (本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれている者に限る) | 視覚障がい者が容易に使用し得るもの | 63,100円 | 5年 |
| | 視覚障がい者用ポータブルレコーダー | 視覚障がい2級以上 | ①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの 又は ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの | 録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円 | 6年 |
| | 視覚障がい者用テープレコーダー | 視覚障がい2級以上 | 視覚障がい者が容易に使用し得るもの | 23,000円 | 5年 |
| | 視覚障がい者用活字文書読上げ装置 | 視覚障がい2級以上 | 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの | 99,800円 | 6年 |
| 視覚障がい者用拡大読書器 | 視覚障がい者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 | 画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの | 198,000円 | 8年 | |

| 区分 | 種目 | 対象者 | 性能等 | 支給限度 基準額 | 耐用 年数 |
|------------|---------------------------|--|--|--|----------|
| 情報意思疎通支援用具 | 盲人用時計 | 視覚障がい2級以上 | 視覚障がい者が容易に使用し得るもの | 触読時計 10,300円 音声時計 13,300円 | 10年 |
| | 聴覚障がい者用通信装置 | ・聴覚障がい者(児) ・発声、発語に著しい障がいを有する者 上記のいずれかであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 | 一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの | 71,000円 | 5年 |
| | 聴覚障がい者用情報受信装置 | 聴覚障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの | 88,900円 | 6年 |
| | 人工喉頭 | 音声言語機能障がい者(児)であって、無咽頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者 | 笛式:気管孔からの呼気で笛(ゴム弁)をふるわせ、その音を口内に導いて共鳴させ、会話する装置 電動式:電氣的に作られた振動音をのどにあてて、空気の振動として伝え会話する装置 | 笛式 5,150円 (気管カニューレ付とした場合は3,100円増) | 4年 |
| | | | | 電動式 72,203円 (価格には、電池又は充電器を含むものであること) | 5年 |
| | 視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用)(貸与) | 視覚障がい者(児) | 編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文章の作成及び音声化ができるもの | - | - |
| | 視覚障がい者用地デジ対応ラジオ | (対象:原則として学齢児以上) 視覚障がい2級以上 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) | 地上デジタル放送、ラジオ放送の受信、緊急地震速報等について、音声で読み上げる機能を有するもの | 29,000円 | 6年 |
| | 点字図書 | 主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者(児) | 点字により作成された図書 | 八幡市点字図書給付事業実施要綱(平成8年八幡市告示第3号)による | - |
| | 人工内耳用電池 | (対象:児) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までに人工内耳装用の聴覚障がい児 | 人工内耳に使用する電池 | 3,000円 | 月単位 |

| 区分 | 種目 | 対象者 | 性能等 | 支給限度 基準額 | 耐用 年数 |
|------------------------------|------------------|---|--|--|----------|
| 排泄 管理 支 援 用 具 | ストマ装具 | ・直腸機能障がい者(児) ・膀胱機能障がい者(児) | 人工肛門や人工膀胱を造設した者 のためのストマ装具(消化器系及び 尿路系) | ストマ装具 (消化器系) 8,858 円 ストマ装具 (尿路系) 11,639 円 | 月単位 |
| | ストマ装具 (紙おむつ等) | ・脳性麻痺など脳原生運動機能障がい により、排尿もしくは排便の意思表示 が困難な者 ・3歳以上であって、①、②のいずれか に該当し、紙おむつを必要とする者 ①ストマの著しい変形もしくはストマ 周辺の著しい皮膚の糜爛のため、スト マ装具の使用が困難な者 ②先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に 起因する神経障がいによる高度の排 尿機能障がい、又は高度の排便機能 障がいのある者及び先天性鎖肛に対 する肛門形成に起因する排便機能障 がいのある者 | 脳原性を原疾患とする紙おむつの 新規支給については公的な判定機 関による意見聴取が必要 (特例)ストマ装具に代えて支給する もの (月額 12,000 円の範囲) ①紙おむつ ②サラシ、ガーゼ、脱脂綿 ③洗腸装具 (耐用期間6ヶ月程度) | 紙おむつ 12,000 円 | |
| | 収尿器 | 膀胱機能障がい者(児) | 男性用:採尿器と蓄尿袋で構成し、 逆流防止装置をつけるものとする ラテックス製又はゴム製 A普通型 B簡易型 女性用:A普通型(耐久性ゴム製採 尿袋を有するもの) B簡易型(ポリエチレン製採尿袋導 入ゴム管付) 簡易型は採尿袋 20 枚を 1 組とする | A 7,931 円 B 5,871 円 A 8,755 円 B 6,077 円 | 1年 |
| 住宅 改 修 費 | ●居宅生活動作 補助用具 | ・下肢障がい 3 級以上 ・体幹機能障がい 3 級以上 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変に よる運動機能障がい(移動機能障がい に限る)3 級以上 (※ただし、特殊便器への取替えをす る場合は、上記に加え、上肢障がい2 級以上に該当する者) | 障がい者の移動等を円滑にする用 具で、設置に小規模な住宅改修を 伴うもの | 200,000 円 | - |

(注1)パーソナルコンピュータを使用する際に、視覚又は上肢の障がいを有するために必要となる

周辺機器及びソフトウェア

○重度視覚障がい者(児)用

アプリケーションソフト<音声入力・画面拡大・音声読み上げ・視覚障がい者用ワープロ・文字認識等>
入出力機器<点字ディスプレイ・点字プリンタ・スキャナ等>

○重度の上肢肢体不自由者(児)用

入力補助装置<ジョイスティック・大型キーボード・上肢保持装置等>

(注2)乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能
障がいに準じ取扱うものとする

(注3)ストマ装具支給については、

○入院中の障がい者(児)も支給対象者とする(平成21年4月1日から実施)

○入所中の障がい者(児)も支給対象者とする(平成23年4月1日から実施)

(注4)難病患者等は、医師の診断書等にて支給を判断する(平成25年4月1日から実施)

移動支援事業

○ ガイドヘルプサービス(個別支援型)

障がい者(児)の社会生活上、必要な外出及び社会参加の際に、円滑な移動を支援します。屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者(児)・重度の身体障がい者(児)・知的障がい者(児)・精神障がい者が対象です。

利用者負担について、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯を除き、事業費の2.5%が利用者負担になります。

○ リフトカーやすらぎ号派遣(車両移送型)

車いすを使用しなければ外出が困難な重度身体障がい者を移送するため、社会福祉協議会に委託して、運行しています。

市役所など公的機関に行くとき、医療機関で受診するとき、文化教養に関する催しに参加するときなどに利用できます。利用料は無料です。

運行範囲は、市役所を起点におおむね半径20km以内です。

運行時間は、平日の午前9時から午後5時です。

◆問い合わせ先:障がい福祉課

地域活動支援センター

「八幡市地域活動支援センターやまびこ」では、様々な個性をもつ障がい者が集い、創作活動や文化活動などを通じて社会との交流を促進したり、日中に活動する居場所を提供します。また、登録利用者からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助や日々の生活についての支援や情報提供を行います。ご利用の場合、利用申請が必要になります。

活動日:火・金・土曜日 10時～、水曜日 13時～

相談日:火～土曜日 10時～18時

◆問い合わせ先:障がい福祉課又は「八幡市地域活動支援センターやまびこ」まで。

(八幡市地域活動支援センターやまびこ 八幡市八幡東浦5 福祉会館2階)

電話 075-972-2880 FAX075-971-9196

その他事業

○ 重度身体障がい者訪問入浴サービス

介護保険非該当の重度身体障がい者(児)を対象に、居宅において入浴サービスを提供します。利用者負担について、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯を除き事業費の5%が必要です。

◆問い合わせ先:障がい福祉課

○ 重症心身障がい者生活訓練事業

重度の身体障がい及び重度の知的障がいを合わせもつ方の日常生活に必要なコミュニケーションの力の向上を図るため、音楽療法による生活訓練を重症心身障がい者通所施設「社会福祉法人ディアレスト ほっと」で行っています。

◆問い合わせ先:障がい福祉課

○ グループワーク(精神障がい者集団指導事業)

回復途上にある精神に障がいをお持ちの方で、地域に出て活動したいが、そのきっかけがつかめずにいる方を対象にグループ活動をしています。

◆問い合わせ先:障がい福祉課

○ いこいの場（精神障がい者支援事業）

精神に障がいをお持ちの方の憩いの場です。ボランティアと一緒に軽スポーツをしたり、食事を作って食べたり、話をしたり、ゆったりとした時間を過ごしています。

※昼食を食べる場合は、300 円の実費が必要です。

◆問い合わせ先:障がい福祉課

○ 日中一時支援事業

宿泊を伴わないショートステイです。日中活動の場を提供することで、家族の一時的な休息を確保し、見守りその他の支援を行うサービスです。

利用者負担について、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯を除き事業費の5%が利用者負担になります。

◆問い合わせ先:障がい福祉課

○ 社会参加促進事業

障がい者スポーツ大会、障がい者作品展など、障がいをお持ちの方々の社会参加に向けた様々な事業を行っています。

◆問い合わせ先:障がい福祉課

(8) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具

市内にお住まいの在宅で生活する小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、かつ児童福祉法(小児慢性疾病医療支援制度を除く)、障害者総合支援法で給付が受けられない児童に日常生活用具の給付を行います。

給付用具

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、車いす、歩行支援用具、電気式たん吸引器、頭部保護帽、クールバスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー(吸入器)、パルスオキシメーター、ストマ(蓄便袋・蓄尿袋)、人工鼻

※利用者世帯の所得に応じた自己負担があります。

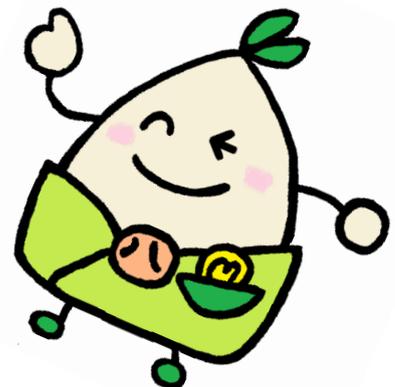
◆問い合わせ先:障がい福祉課

(9) 八幡市障がい者虐待防止センター

障がい者虐待の防止、早期発見、自立支援および養護者への支援を推進するため、「障がい者虐待防止センター」を障がい福祉課内に設置しています。

障がい者の虐待に関わる通報や届出、支援などの相談を「障がい者虐待防止センター」へお寄せください。(通報や届出をした人の情報は守られます)

◆問い合わせ先:障がい福祉課
(専用ダイヤル 電話 075-983-1952、FAX075-981-8080)



八幡市けんこう大使『やわたん』

「児童福祉法」による児童通所サービス

| | | |
|------|------------|--|
| 児童通所 | 児童発達支援 | 未就学児を対象に、日常生活における療育を受けられます。 |
| | 医療型児童発達支援 | 未就学児を対象に、日常生活における療育及び治療を受けられます。 |
| | 放課後等デイサービス | 就学児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練や支援を受けられます。 |
| | 保育所等訪問支援 | 保育所などに通う障がい児に対して集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。 |

(1) 利用者の負担

児童通所サービスではその費用の1割と食費等の実費が必要となりますが、低所得の方には負担を軽減する制度があります。

○ 児童通所サービスを利用する方への負担軽減のしくみ

1ヶ月当たりの負担が増えすぎないように、所得に応じて支払いの限度額が設定されています。

児童通所サービス利用者負担

| 所得階層区分 | 上限月額 |
|------------------|---------|
| 生活保護 | 0円 |
| 市民税非課税 | |
| 市民税所得割課税(28万円未満) | 4,600円 |
| 市民税所得割課税(28万円以上) | 37,200円 |

※ 令和元年10月1日より3歳児から5歳児までの児童発達支援利用者負担が無償化されます。無償化の対象となる期間は、満3歳になってから初めての4月1日から3年間です。(小学校入学まで)

◆問い合わせ先:障がい福祉課

八幡市独自制度等について

1. 給付・補助

○ 自助具、介護用具、訓練用具等購入費の補助

自助具とは、障がい児・者が日常生活をおくるうえで、障がいによってできない動作がある場合、それを補うために使われる工夫品、便利品のことです。

身体障害者手帳、療育手帳所持者又は特定疾患患者で、自助具、介護用具、訓練用具、障がいによるハンデを軽減するための用具及び危険を防止するための用具を購入した方に対し、その半額を補助します。(1人 年30,000円が限度です。)

◆問い合わせ先:障がい福祉課

○ 障がい福祉施設への通所交通費の助成

公共交通機関を利用して、次の障がい者福祉施設に通所されている八幡市在住の障がい者を対象に年2回(3月・9月受付)、障がい者割引適用後に算出される鉄道・バス往復運賃の2分の1に相当する額を助成します。

◆対象となる施設:

生活介護施設、自立訓練施設、就労移行・継続支援施設、地域活動支援センターⅢ型

また、次のいずれかに該当する方で、公共交通機関の利用が困難であるため親族の送迎により通所する方は、公共交通機関を利用している者とみなします。

◆対象者:

身体障害者手帳をお持ちの方で、肢体不自由の等級が1級又は2級の方

療育手帳をお持ちの方で、A判定を受けている方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、1級の方

◆問い合わせ先:障がい福祉課

○ 緊急通報装置の貸与

相談・緊急ボタンによる病気やけがなどの緊急時の通報を24時間・365日受け付ける緊急通報装置を貸与します。

◆対象者:身体障害者手帳1級及び2級のひとり暮らしの方

◆問い合わせ先:高齢介護課

○ 在日外国人重度障害者特別給付金

国民年金制度の改正が行われた1982年(昭和57年)1月1日前に20歳に達していた等の理由により、障害基礎年金等を受けることのできない重度障がい(身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)の外国人の方に、1ヶ月36,000円を給付します。所得制限あり。

◆問い合わせ先:障がい福祉課

○ おむつ代の医療費控除

おむつを購入されており、介護保険制度の要介護認定を受け、控除を受けて2年目以降で一定の要件を満たしている方

◆手続き:市高齢介護課にあるおむつ使用証明書(医師の証明)等に医療費控除の明細書又は医療保険等の医療通知書を添えて確定申告のときに提出すると控除が受けられます。

◆問い合わせ先:高齢介護課

○ 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

令和8年3月31日まで
一定のバリアフリー改修が行われた住宅
(この減額措置を受けたことがない住宅)



当該家屋について翌年度分の
固定資産税額の1/3を減額
(100㎡分までを限度)

◆要件

・新築された日から10年以上が経過し、床面積が50㎡以上280㎡以下で、次のいずれかの方が居住する住宅(賃貸住宅を除く)

- ① 65歳以上の方
- ② 要介護認定又は要支援認定を受けている方
- ③ 障がいのある方

・次の工事で、補助金等を除く自己負担額が50万円を超えるもの

- | | |
|------------|-------------|
| ① 廊下の拡幅 | ⑤ 手すりの取付け |
| ② 階段の勾配の緩和 | ⑥ 床の段差の解消 |
| ③ 浴室の改良 | ⑦ 引き戸への取替え |
| ④ 便所の改良 | ⑧ 床表面の滑り止め化 |

※確認の手続

納税者は改修後3ヶ月以内に工事明細書や写真等の関係書類を添付して市に申告。
(工事内容を示す書類は、建築士、登録住宅性能評価機関等による証明で代替可)
市は工事内容等を書類で確認するとともに、必要に応じて現地確認を行います。

◆問い合わせ先:税務課 資産税係

2. 貸 出

○ 補聴機器の貸出

ベルマンドミノクラシックという聞こえを補う機器の貸し出しを行います。(補聴器ではありません)

◆利用料:無料

◆問い合わせ先:障がい福祉課

○ 車いすの短期貸出

一時的に車いすが必要な場合、短期間(最大3ヶ月間)貸し出します。

◆利用料:無料(保証金 3,000 円 返却時に故障がなければ返金いたします)

◆問い合わせ先:八幡市社会福祉協議会
(八幡東浦5番地 福社会館1階ヘルパーステーション 電話 075-983-1504)

3. 訪 問 ・ 派 遣

○ 保健師の訪問

保健師が、健康に関するアドバイスを行います。

◆問い合わせ先:18歳以上 健康推進課
18歳未満 家庭支援課

○ 歯科衛生士の派遣

身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)の家庭を訪問し、歯科、口腔ケアに関する相談、歯みがき指導等を行います。

◆問い合わせ先:障がい福祉課

○ 失明者巡回生活指導員の派遣

中途失明された方の家庭を訪問し、社会復帰・社会参加できるよう相談や助言・指導を行っています。

主な内容は、日常生活やリハビリ訓練、年金に関する相談や、視覚障がい者用具の紹介などを行っています。

◆問い合わせ先:京都視覚障害者支援センター(電話 075-333-0171)又は
障がい福祉課にご相談ください。

○ 一時的な家事援助サービス

障がい者の居る世帯で一時的に援助が必要な場合、洗濯、掃除、買い物などの家事や相談助言のためのホームヘルパーを1世帯1事由につき1月以内(1日3時間)を限度に派遣します。

◆対象世帯:

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、特定疾患患者の居る世帯で一時的な援助が必要と認められる低所得世帯(生計中心者の所得税額が8万円以下)

◆利用料:生活支援 1時間あたり210円、身体介護 1時間あたり420円

◆問い合わせ先:高齢介護課

○ 訪問による寝具の乾燥消毒、丸洗いサービス

◆対象者:

①八幡市に住民票がある65歳以上の要支援・要介護認定を受けている方で、保険給付の制限等を受けておらず、入院や施設に入所されていない方

◆問い合わせ先:高齢介護課

②身体障害者手帳1級から3級、療育手帳中程度以上、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級、特定疾患患者

◆問い合わせ先:障がい福祉課

※①②とも、本人及び家族等が寝具の乾燥及び丸洗いをするのが困難である方

◆利用料:寝具乾燥・消毒 1組(3枚まで)につき…500円
丸洗い 1枚につき…400円(2枚限度)



4. その他

○ 市民図書館のサービス

印刷文字を大きくした「大活字本」や「録音図書」「点字図書」をはじめ、弱視の方には印刷面を拡大して写し出す「拡大読書器」を備えています

～目・身体の不自由な方のために～

- ・対面朗読……朗読ボランティアが、希望の図書や活字情報を朗読します。
- ・電話朗読……朗読ボランティアが、新聞、雑誌など簡易な活字情報を電話朗読します。

毎月第2水曜日

(事前に予約が必要です。専用電話075-983-4646)

- ・送達貸出……重度の障がい、内部障がい、寝たきりなどで図書館に来ることができない方に、自宅に図書館資料を届けるサービスです。
施設にはエレベーターや車イスでも利用できるトイレ(オストメイト設置)などを設けています。

◆問い合わせ先:八幡市民図書館(電話 075-982-7322、FAX 075-981-8530)

○ 自転車駐車場の利用料(定額・一時とも)の軽減

石清水八幡宮駅の自転車駐車場(自転車・ミニバイク)の利用料が半額になります。手帳を提示してください。一時利用の場合は、精算機にて通常料金を支払い後、領収書と手帳の提示をもって差額を還付します。

◆対象者:身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

◆問い合わせ先:石清水八幡宮駅自転車駐車場管理室(電話 075-982-0444)

○ 聴覚に障がいのある方の119通報手段 ※いずれも事前の登録が必要です。

①「ファックス119」

自宅のFAXから通報できます。八幡市消防本部通信指令室で受信後、発生場所の確認等を行い、FAXで返信します。

②「メール119」

携帯電話等のメールアドレスで通報できます。八幡市消防本部通信指令室で受信後、発生場所の確認等を行い、メールで返信します。

③「NET119緊急通報システム」

携帯電話やスマートフォンを利用して、チャット形式で会話ができる新しい通報手段です。このシステムでは、通報者の位置情報を取得することができるため、発生場所の確認がより容易に行えます。

◆問い合わせ先:消防本部通信指令室(電話 075-981-4199、FAX075-971-5880)

○ 松花堂庭園・美術館の入館料

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳をお持ちの方(市内在住)と、介護者1名は、美術館及び庭園は無料です。

ただし、美術館で特別展を開催時の入館料は2割引になります。

◆問い合わせ先:松花堂庭園・美術館 (電話 075-981-0010)

○ コミュニティバスやわたの運賃軽減

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示すると、バス運賃が半額(100円※大人・現金利用のみ)になります。

「バス介護付(1種)」のスタンプ表示がある場合は、介護者1名も割引が受けられます。

◆問い合わせ先::管理・交通課

○ 市営南ヶ丘浴場の入浴料の免除

身体障害者手帳(1級~3級)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は入浴料が免除されます。(市営浴場無料入浴証の交付を受けている人)

◆申請方法:市営浴場無料入浴証の交付を受けるには、該当する手帳を持参し、福祉総務課で申請が必要です。

◆問い合わせ先:福祉総務課

○ 駐車禁止規制の適用除外

(適用される障がいの範囲については、京都府が発行する「障害者福祉のてびき」をご覧ください)

◆申請方法:身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、印かん
※ 介護者(原則として本人申請)が申請する場合は、本人との続柄のわかる書類(住民票等)と委任状が必要です。

◆問い合わせ先::八幡警察署(電話 075-981-0110)

5. 相談機関・相談員等について

○ 相談機関

| 名 称 | 所在地・電話番号 | 内 容 |
|--------------------------------|--|---|
| 障がい者生活支援センター803 (はちまんさん) | 八幡市八幡女郎花 30-1 電話 075-983-8039 FAX 075-971-6011 | 障がいをお持ちの方やご家族からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助や社会生活力を高めるための支援や情報提供、助言を行っています。主な対象者:障がい者 |
| 相談支援事業所 Tomari(トマリ) | 八幡市男山男山笹谷 2 番地 A-BOC24 電話 075-972-2028 FAX 075-925-8667 | 内容同上 主な対象者:障がい児 |
| 地域生活支援センター らいふサポート れい | 八幡市男山金振 6-6 電話 075-874-6759 FAX 075-874-6769 | 障がいをお持ちの方やご家族からの初期相談に応じます。 主な対象者:障がい者 |
| 障害児(者)地域療育支援センター ういる | 城陽市枇杷庄中奥田 49 番地 1 電話 0774-54-3109 FAX 0774-55-5982 | 障がいをお持ちの方やご家族からの相談に応じ、各種在宅福祉サービスの申請・利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、各種情報提供などを総合的に 行います。 主な対象者:障がい者・障がい児 |
| 八幡市 社会福祉協議会 (ふれあい福祉センター) | 八幡市八幡東浦5番地 電話 075-983-2000 夜間・休日 FAX 075-983-2000 | どこに相談したらよいかわからない。適切な相談機関を紹介してほしい。そんな時に情報提供や助言を行っています。 |
| 京都府 精神保健福祉 総合センター | 京都市伏見区竹田流池町 120 電話 075-641-1810 FAX 075-641-1819 | こころの健康、精神障がい者の社会復帰に関する相談などに応じています。 <u>こころの相談電話 075-645-5155</u> |
| 京都府 家庭支援 総合センター | 京都市東山区清水 四丁目 185 番地1 電話 075-531-9600 FAX 075-531-9610 | 補装具や知的障がい者の障がい程度の判定及び相談指導を行っています。利用される ときは、予約が必要です。 |
| 京都府 家庭支援 総合センター 城陽相談室 | 城陽市中芦原 電話 0774-55-4119 FAX 0774-55-4974 | 補装具などの相談を行っています。利用される ときは、予約が必要です。 |
| 京都府宇治 児童相談所 | 宇治市大久保町井ノ尻 13-1 電話 0774-44-3340 FAX 0774-44-3371 | 障がい児(18歳未満)及びその家族に対して、各種の相談・助言・指導及び必要な措置 や施設入所手続等を行っています。 利用されるときは、予約が必要です。 |

| 名 称 | 所在地・電話番号 | 内 容 |
|---------------------|--|---|
| 京都府宇治児童相談所 京田辺支所 | 京田辺市興戸小モ詰 18番1 電話 0774-68-5520 FAX 0774-65-1500 | 障がい児(18歳未満)及びその家族に対して、各種の相談・助言・指導及び必要な措置や施設入所手続等を行っています。利用される場合は、予約が必要です。 |
| 障害者就業・生活支援センター はびねす | 宇治市宇治蔭山 9-11 電話 0774-23-0280 FAX 0774-23-0281 | 障がいをお持ちの方や家族からの相談に応じ、就業及び日常生活の問題について、必要な指導及び助言を行います。 |
| 京都障害者職業相談室 | 京都市下京区西洞院通 塩小路下ル東油小路町 803 電話 075-341-2626 FAX 075-341-2612 | 障がいの特性・程度に応じた職業相談、職業指導及び就職後のアフターケアにいたるまでの業務を総合的・専門的に行っています。 |
| 京都障害者職業センター | 同 上 電話 075-341-2666 FAX 075-341-2678 | どんな職業を選んだらよいか、どんな職業が適しているかを検査・判定し、指導します。 |

○ 地域生活支援拠点

障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるためには、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、様々な支援が切れ目なく提供される必要があります。こうした障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を、地域生活支援拠点といいます。障がいのある人等の将来の悩みや緊急時の相談等を、地域生活支援拠点が中心になり、適切な機関と連携して対応します。

| | 事業所名 | 所在地 | 主な対象 | 電話 FAX |
|---|--|------------------|------|------------------------------|
| 1 | 八幡市重症心身障がい児・者 地域生活支援拠点 はなみずき | 八幡市八幡女郎花 30-1 | 障がい者 | 075-971-6010 075-971-6011 |
| 2 | (福)朔日 八幡市地域生活支援拠点 I-BOC24(アイボックジウヨン) | 八幡市八幡土井 53-3 | 障がい児 | 075-971-3811 075-971-3812 |
| 3 | (福)鳩ヶ峰福祉会 八幡市障がい者地域生活 支援拠点 Malu (マル) | 八幡市男山金振 6-6 | 障がい者 | 075-874-6759 075-874-6769 |

○ 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

心身障がい者のかかえている様々な問題の解決のため、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員が相談に応じます。

☆障がい児(者)相談日は、「広報やわた」で日時・場所をお知らせしています。

相談日以外も相談に応じます。まずは、障がい福祉課までお問合せください。

◆問い合わせ先:障がい福祉課

○ 広域相談専門員

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に規定する特定相談について、京都府障害者支援課に設置されている広域専門相談員が障がいのある方や事業者等からの相談に応じます。

～特定相談～

1. 不利益な取扱いによる障がい者の権利利益の侵害に関する事
2. 合理的配慮に関する事
3. 障がい者に不快の念を起こさせる言動に関する事
4. 障がい者虐待に関する事
5. 障がい及び性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合の、その状況に応じた適切な配慮に関する事

◆問い合わせ先:電話番号 075-414-4609 (相談専用)

(業務時間:平日午前8時30分～午後5時15分)

FAX 075-414-4597

Eメール kyousei-soudan@pref.kyoto.lg.jp (相談専用)



6. 各協会・サークル

○ 八幡市身体障害者協会

身体に障がいを持つ会員同士の親睦と交流を図ったり、ボランティアの方々との楽しい交流を行っている身体障がい者協会があります。身体障がい者手帳の交付を受けている方であれば、だれでも加入できます。

○ 八幡市視覚障がい者協会

八幡市視覚障がい者協会は、日常生活でのこまりごと解決のヒントや工夫を見つける活動を通して、当事者同士の親睦を深めています。視覚障がいのある方であれば、だれでも加入できます。

○ 八幡市ろうあ協会

京都府ろうあ協会の事業に参加するとともに、ろうあ者の親睦を図るために八幡市ろうあ協会があります。手話教室の開催や手話サークルとの交流も行っています。

○ 八幡市難聴者協会

難聴者の情報交換と地域社会への参加を図るため、難聴者協会があります。要約筆記サークルの支援のもと毎月1回例会を開いています。一人ぼっちの難聴者を無くそうをスローガンに耳の相談会の開催や耳マークの普及に取り組んでいます。

○ TELLs+親の会 京都八幡

心身に障がいのある児童の保護者が、相互の交流を深めるとともに、研修会やレクリエーション等の事業を実施しています。心身に障がいのある方の保護者であれば、だれでも加入できます。

◆問い合わせ先:障がい福祉課

○ 八幡市内のボランティア活動及びグループ

市民の理解と関心を深め、だれでもが手を取り合ってすべての人が自分らしくいきいきと暮らすことのできる地域社会を築くことを目的に活動しています。

・八幡市社会福祉協議会ボランティア活動センター

ボランティア・市民活動に興味がある方、ボランティアを必要としている方からの相談を随時受け付けています。

・八幡市ボランティア連絡協議会

八幡市内を中心に活動するボランティアグループのネットワークです。

- あそぼう会(コーヒーハウスの開催・外出などで障がい者との交流)
- 男山手話サークル(手話活動・聴覚障がい者との交流)
- 点字サークルさわらび(点字活動・視覚障がい者との交流)
- 日曜大工ボランティアとんかち(お年寄り・障がい者住宅修理)
- 手話サークル八望(手話活動・聴覚障がい者との交流)
- こむぎ(高齢者、障がい者及び子育てをしている方など地域の方との交流)
- 要約筆記サークルひびき(要約筆記活動・難聴者との交流)
- 精神障がい者支援ボランティアサークルフレンド(精神障がい者の支援・サロン活動・電話事業)
- 朗読ボランティアよむよむ(朗読活動・視覚障がい者との交流)
- 傾聴ボランティアよりそい(個人宅・高齢者施設への傾聴活動)
- 話そうよ(失語症の方への支援活動及び交流)
- テレフォンボランティアグループ TEL ちゃん
(安否確認と電話による話し相手)
- おもちゃ病院 やわた (壊れたおもちゃの修理)
- ほほえみ 高齢者施設への演芸活動
- ふれあい子ども食堂
(食事の提供をとおり子どもを地域で守り育てていく環境作り)

◆問い合わせ先:八幡市社会福祉協議会

(八幡東浦5番地 福社会館1階 電話 075-983-4450 FAX075-983-5798)

7. フリージャ弁当・NTTふれあい案内

○ フリージャ弁当

八幡市社会福祉協議会の事業として、調理ボランティアグループ「フリージャ」の協力のもとで、毎月1回のお弁当をお届けします。

- ◆対象者:高齢者又は障がい者との二人暮らしで、一方が介護を必要とする人
- ◆実施日:毎月第4木曜日(昼食)
- ◆利用負担金:1回500円(2食分)
- ◆問い合わせ先:八幡市社会福祉協議会
(電話 075-983-4450、FAX 075-983-5798)

○ 配食サービス

市内の介護老人福祉施設等で調理した昼食をお宅までお届けします。
(日・祝日及び年末年始を除く毎日。利用料1食600円)

- ◆対象者:調理が困難な状況にあると認められる身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者又は特定疾患患者で、単身世帯、障がい者のみの世帯又はこれらに準ずる世帯に属する方。
- ◆問い合わせ先:高齢介護課又は障がい福祉課

○ NTTふれあい案内サービス

電話番号案内を無料で行うサービスです。※事前登録が必要です。

- ◆対象者:視覚障がい1～6級、肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい)1～2級、聴覚障がい2～6級、音声機能・言語障害又はそしゃく機能の障がい3～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
- ◆問い合わせ先:電話 104 又は 0120-104-174、(FAX)0120-104-134

○ 携帯電話基本使用料の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、基本料金の割引が受けられます。

- ◆問い合わせ先:各携帯電話取扱店

「障害者福祉のてびき」(京都府発行)の補足

1. 医療助成制度

医療費のうち、保険診療分における自己負担分について助成します。

○ 重度心身障害児(者)医療助成制度

◆対象者

以下の要件のいずれかに該当する者(後期高齢者医療の被保険者を除く)

- ① 身体障害者手帳1級～3級所持者
- ② 療育手帳所持者

◆所得制限

京都府制度と同じ(特別障害者手当、障害児福祉手当の所得基準額)

○ 重度心身障害老人健康管理事業

◆対象者

後期高齢者医療の被保険者で、以下の要件のいずれかに該当する者

- ① 身体障害者手帳1級～3級所持者
- ② 療育手帳所持者

◆所得制限

京都府制度と同じ(特別障害者手当、障害児福祉手当の所得基準額)

◆問い合わせ先:国保医療課医療係

○ ひとり親家庭医療助成制度

◆対象者

重度障がい者(身体障害者手帳1級～2級・療育手帳A所持者)の子どもと
配偶者(子どもが18歳の年度末まで)

◆所得制限

京都府制度と同じ(特別障害者手当、障害児福祉手当の所得基準額)

◆問い合わせ先:家庭支援課

2. 自動車税の種別割・環境性能割減免制度

◎ 減免を受けられる人の範囲

次に記載した障がいの程度及び減免の対象となる自動車の条件を満たしている場合に限られます。

① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

| 障がいの区分 | | 手帳に記載された障がいの程度 |
|--|------|--|
| 視覚障がい | | 1～4級 |
| 聴覚障がい | | 2～4級 |
| 平衡機能障がい | | 3・5級 |
| 音声機能障がい(喉頭摘出によるものに限る) ※音声機能障害の場合は、障害者本人が所有(取得)かつ 運転する自動車に限ります。 | | 3級 |
| 上肢不自由 | | 1～3級 |
| 下肢不自由 | | 1～6級 |
| 体幹不自由 | | 1～3・5級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳 病変による運動機能障がい | 上肢機能 | 1～3級 |
| | 移動機能 | 1～6級 |
| 心臓機能障がい | | 1・3・4級 |
| じん臓機能障がい | | |
| 呼吸器機能障がい | | |
| ぼうこう又は直腸機能障がい | | |
| 小腸機能障がい | | |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい | | 1～4級 |
| 肝臓機能障がい | | 1～4級 |
| 知的障がい | | 重度(療育手帳A) |
| 精神障がい | | 1級又は1級と同程度(ただし、精神通院医療受 給者証が交付されている者に限ります) |

注1 障がい重複することにより、表と異なる上位の障がいの程度とされている場合は、事前に自動車税管理事務所等までお問合せください。

◎ 減免の対象になる自動車

- ① 自動車検査証(車検証)に自家用と記載されているものであり、軽自動車税の対象となる自動車を含め、障がい者1人につき1台に限り、減免を受けることができます。
- ② 自動車の所有(取得)者と運転者との関係

| 障がい者の状況・障がいの程度等 | | 自動車の所有 (取得)者 | 自動車の運転者 |
|------------------------|---|-----------------------|-----------------------|
| 障がい者が18歳以上の場合 | ① 障がい者が生徒又は学生 ② 重度の障がい者(身体障害者手帳の1級又は2級、療育手帳のA) ③ 精神障がい者の程度が1級又は1級と同程度 | 障がい者本人又は障がい者と生計を一にする者 | 障がい者本人又は障がい者と生計を一にする者 |
| | 上記以外の者 | 障がい者本人 | 障がい者本人又は障がい者と生計を一にする者 |
| 障がい者が18歳未満の場合 | | 障がい者と生計を一にする者 | 障がい者と生計を一にする者 |
| 音声機能の障がい者の場合 | | 障がい者本人 | 障がい者本人 |
| 障がい者のみで構成される世帯の障がい者の場合 | | 障がい者本人 | 常時介護する者 |

なお、「障がい者のみで構成される世帯の障がい者の所有(取得)する自動車を常時介護する者が運転する場合」は「自動車税の環境性能割・種別割減免申請書」に、八幡市障がい福祉課で福祉事務所長の確認印を必ず受けてください。

同じ自動車について、前年度に引き続き減免を受けるとき、毎年2～4月の間に京都府自動車税管理事務所から送付される「自動車税(種別割)の減免について」の照会文書(往復はがき)に、必要事項を記入し、返信用はがきにより回答してください。

申請及び問い合わせ先: 京都府自動車税管理事務所
(京都市伏見区竹田向代町51-7 電話 075-672-6155)
: 山城広域振興局税務課
(宇治市宇治若森7-6 電話 0774-23-5400)

3. 軽自動車税(種別割)の減免

減免を受けられる人の範囲は、自動車税(種別割)(普通自動車等)の適用条件と同じ(ただし、精神障がいの程度は、1級のみ。障がい者が18歳未満の場合の所有(取得)者と運転者の関係は、障がい者本人も可。)

減免の手続きは、当該年度の納税通知書、運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳等を持って6月の申請期間中に税務課 市民税係に申請してください。

なお、年度途中の減免や自動車税(種別割)の減免と合わせて受けることはできません。(どちらか1台のみ。)

4. 年金制度

○ 障害基礎年金

◆対象者:

- ① 国民年金に加入している期間に病気やけがをして障がい者になった人
ただし、初診日(障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師の診断を受けた日)の前に加入すべき期間の2/3以上は保険料を納めているか、保険料の免除を受けた期間であることが必要です。また、60歳以上65歳未満の人で、老齢基礎年金受給以前なら対象となります。
- ② 初診日が20歳以前の障がいがあり、20歳に達している人
※ ②の場合、本人の所得が一定額以上あるときは、支給停止されます。

◆障がいの認定

初診日から1年6ヶ月たったとき(その前に症状が固定した場合は、そのとき)政令で定める障がいに該当するかどうか認定します。

◆67歳以下の人の年金額

| | | |
|----|---------------|----------|
| 1級 | 1,020,000円(月額 | 85,000円) |
| 2級 | 816,000円(月額 | 68,000円) |

○ 障害厚生年金

- ① 厚生年金の加入期間中に初診日のある病気やけがによって、障害基礎年金が支給される障がい(1級・2級)が生じた時、障害基礎年金に上乘せし支給されます。
- ② 障害基礎年金に該当しない軽い障がいでも、厚生年金の障がい等級に該当する時は独自の年金(3級の障害厚生年金)又は障害手当金(一時金)が支給されます。

○ 障害年金生活者支援給付金

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 障害基礎年金を受けている
- ② 前年の所得額が基準以下である

◆給付額

| | | |
|----|------------|---------|
| 1級 | 79,656円(月額 | 6,638円) |
| 2級 | 63,720円(月額 | 5,310円) |

○ 特別障害給付金

◆対象者:

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
 - ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者
- 上記のいずれかであって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障がいの状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに障がい状態に該当された方に限られます。

◆年金額

| | | |
|----|-------------|----------|
| 1級 | 664,200円(月額 | 55,350円) |
| 2級 | 531,360円(月額 | 44,280円) |

※ 本人の所得が一定額以上あるときは、支給停止されます。

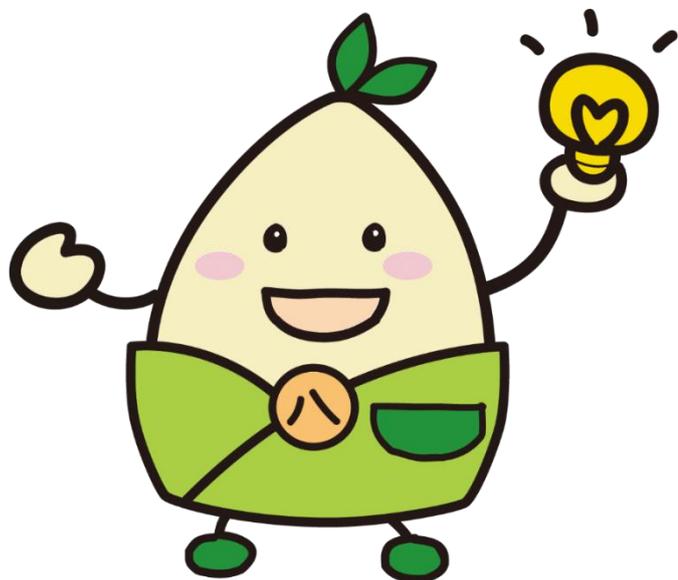
※ 支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。

問合せ先:① お近くの年金事務所

- ・被用者年金加入者(会社員、公務員等)
- ・第3号被保険者(被用者の配偶者)

② 八幡市役所国保医療課

- ・国民年金第1号被保険者
- ・20歳前に障がいがある人
- ・60歳以上65歳未満の人(被用者年金加入者除く)



5. 手当制度

○ 特別障害者手当 【手当額】 月額 28,840円

日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者に支給される手当です。

※ただし、次のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

- ① 障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所されている方
- ② 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所されている方
- ③ 病院、診療所又は介護老人保健施設に継続して3ヶ月を超えて入院されている方
- ④ 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方

○ 障害児福祉手当 【手当額】 月額 15,690円

日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児に支給される手当です。

※ただし、次のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

- ① 障害を支給事由とする公的年金を受けることができる方
- ② 児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所されている方
- ③ 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方

○ 経過的福祉手当 【手当額】 月額 15,690円

従来福祉手当の受給資格者のうち特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受けることができない重度障がい者に経過措置として支給される手当です。

特別障害者手当
障害児福祉手当 } の支給を受ける手続きは

次の書類を添えて、障がい福祉課の窓口へ提出してください。

それぞれの用紙は、障がい福祉課にあります。

- ア 認定請求書(申請書)
- イ 障がいの程度についての医師の診断書
- ウ 所得状況届
- エ その他必要と認められるもの

～特別障害者手当・障害児福祉手当の認定・支給方法～

提出された書類を審査し、認定の可否を決定します。

認定されると、申請された月の翌月分からの手当が支給されます。

手当は、毎年2月、5月、8月、11月に、支払月の前月分までが支払われます。

◆問い合わせ先:障がい福祉課

○ 児童扶養手当

ひとり親家庭の児童又は父若しくは母が国民年金の1級障がい程度の重度障がいの状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童の父母又は父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

【手当額】月額 第1子目45,500円、第2子目10,750円、第3子目以降6,450円

※ただし、所得による支給制限及び公的年金・遺族補償との併給調整があります。
父若しくは母が重度障がいの状況にあり、手当を受給する場合は、障がいの程度を証明する書類(診断書等)が必要となります。また、その他必要書類があります。

◆問い合わせ先:家庭支援課

○ 特別児童扶養手当

身体や精神に中程度以上の障がいのあるお子さんをご家庭で養育・監護されている父または母などに対し、支給されます。

【手当額】月額 1級:対象児童1人につき55,350円

2級:対象児童1人につき36,860円

お子さんの障がいの状態によって、専用の診断書、若しくは身体障害者手帳又は療育手帳の写しが必要となります。また、その他必要な書類があります。

◆問い合わせ先:家庭支援課

6. 母子家庭奨学金等支給

母子家庭(夫が重度障がいの場合を含む。重度障がいの程度は、児童扶養手当の基準に準じます)の児童の教育費、養育費として支給されます。

なお、年度途中の申請は支給金額が減額されます。また、京都府の他の奨学金(高校生給付型奨学金等)を受給している方には、支給されない場合があります。

(1) 支給金額

| 対象児童 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 高等学校入学支度金 |
|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 支給額(年額) | 11,000円 | 21,500円 | 43,000円 | 64,000円 | 35,000円 |

(2) 申請方法

申請書にひとり親家庭福祉推進員又は民生児童委員の証明を受け、**家庭支援課**へ提出して下さい。なお、夫が重度障がいの場合、障がいの程度を示す書類(障害基礎年金証書等)の提出が必要です。

◆問い合わせ先:家庭支援課

7. 心身障害者扶養共済

この共済制度は、心身障がい児(者)の保護者を加入者とし、一定の掛金を納めていただければ、加入者に万一のこと(死亡・重度障がい)があった場合、残された心身障がい児(者)に終身給付金を支給することにより、心身障がい児(者)の将来に対し、保護者が抱く不安を軽くするとともに、障がい者の生活の安定と福祉の向上を図ろうとするものです。

◆ 加入できる方

- ① 知的障がい児(者)
- ② 身体障がい児(者)―身体障害者手帳を所持する1級から3級までに該当する方
- ③ 精神または身体に永続的な障がいのある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障がいの程度が①又は②の方と同程度と認められる方

上記のいずれかに該当する障がいをもつ方を現に扶養している保護者で、次の要件を満たしている方です。

- ① 住所が京都府内(京都市を除く)にあること
- ② 65歳未満であること(加入時の年度の4月1日時点の年齢)
- ③ 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
- ④ 障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること

◆ 給付金の支給

加入した方が死亡したり、又は重度障がいの状態になったときは、残された障がい者に加入1口につき毎月20,000円(2口の場合は40,000円)が終身支給されます。

◆ 弔慰金(一時金)の支給

障がい者が加入者より先に死亡したときは、一時金として加入期間に応じ、次のように支給されます。ただし、加入してから1年以上たっていなければなりません。

| 加入時期 死亡時期 加入年月 | 平成20年3月31日以前に加入 | | 平成20年4月1日 以降に加入 |
|----------------------|-------------------------|------------------------|--------------------|
| | 平成20年3月31日 以前に障がい者死亡 | 平成20年4月1日 以降に障がい者死亡 | |
| 1年以上5年未満 | 20,000円 | 30,000円 | 50,000円 |
| 5年以上20年未満 | 50,000円 | 75,000円 | 125,000円 |
| 20年以上の場合 | 100,000円 | 150,000円 | 250,000円 |

※2口目加入分についても同額の支給があります。

◆ 脱退一時金の支給

加入者から脱退の申し出があったとき、又は掛金を一定期間以上納められないときは脱退となります。掛金の滞納がなく、5年以上継続して加入されていた場合は、加入期間に応じて脱退一時金の支給があります。

| | | | |
|----------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| 加入時期 脱退時期 加入年月 | 平成20年3月31日以前に加入 | | 平成20年4月1日 以降に加入 |
| | 平成20年3月31日 以前に脱退 | 平成20年4月1日 以降に脱退 | |
| 5年以上 10年未満 | 30,000円 | 45,000円 | 75,000円 |
| 10年以上20年未満 | 50,000円 | 75,000円 | 125,000円 |
| 20年以上の場合 | 100,000円 | 150,000円 | 250,000円 |

※2口目加入分についても同額の支給があります。

—— 掛 金 ——

◆ 掛金(月額)は、一口につき次のとおりです。

| | |
|--------------------|-----------------|
| (加入時の年度の4月1日時点の年齢) | 45～49歳……17,300円 |
| 35歳未満…… | 9,300円 |
| 50～54歳…… | 18,800円 |
| 35～39歳…… | 11,400円 |
| 55～59歳…… | 20,700円 |
| 40～44歳…… | 14,300円 |
| 60～64歳…… | 23,300円 |

◆掛金は、原則として年4回、3ヶ月分をまとめて納めていただきます。(府から納入通知書が郵送されます。)

◆継続して20年以上加入し、4月1日時点で満65歳である年度の加入月以降の掛金から納めなくてもよいことになっています。(2口目加入分も同様です)

(例) 5月1日に加入された方は、4月分まで

6月1日に加入された方は、5月分まで

※ 基準は加入日

—— 掛金の減免 ——

京都府では、次のような方には、1口目の掛金の減免を行っています。さらに八幡市独自で1口目の掛金の助成を行っています。

| | 減免の事由 | 減免される額 |
|-----------------------|----------------------------|---------|
| 京 都 府 減 免 | 生活保護を受けている世帯 | 全 額 減 免 |
| | 前年度分の市町村民税非課税世帯 | |
| | 前年度分の市町村民税の均等割のみを納めている世帯 | |
| | 災害その他の不測の事故により、掛金を納付できない世帯 | |

| | | |
|-----------------------|-----------|------------------------|
| 八 幡 市 助 成 | 加 入 者 全 員 | 1口目掛金基準額の 1/3相当額を助成 |
|-----------------------|-----------|------------------------|

◆問い合わせ先:障がい福祉課

関係機関案内

○ 京都府家庭支援総合センター

〒605-0862 京都市東山区清水4丁目185番地1

電話 075-531-9600 FAX 075-531-9610

東山ファミリーホーム(旧 吉田母子寮(母子生活支援施設))及び京都府警察本部の少年サポートセンターを併設しています。

■交通案内 ・京阪電車 清水五条(4番出口)下車徒歩15分
・京都市バス・京阪バス 五条坂下車徒歩2分

○ 京都府宇治児童相談所

〒611-0033 宇治市大久保町井の尻13-1

電話 0774-44-3340 FAX 0774-44-3371

■交通案内 ・近鉄電車 大久保駅 下車西へ徒歩10分

○ 京都府宇治児童相談所 京田辺支所

〒610-0332 京田辺市興戸小モ詰18番1

電話 0774-68-5520 FAX 0774-65-1500

■交通案内 ・近鉄電車 新田辺駅 下車南へ徒歩15分

○ 京都府立八幡支援学校 地域支援センターやわた

〒614-8236 八幡市内里柿谷16-1

電話 075-982-7321

保育所・幼稚園、小・中・高等学校等の要請に応じ、相談、検査、研究講座等を実施します。

○ サン・アビリティーズ城陽(京都府社会福祉事業団心身障害者福祉センター)

〒610-0113 城陽市中芦原

電話 0774-53-6644(FAX 兼用)

機能回復の向上、コミュニケーション及び文化教養等のための便宜を提供する施設です。

[開館時間] 午前9時～午後8時(ただし、水曜日・日曜日は午後5時まで)

※利用するには、あらかじめ申請が必要です。

○ 京都府家庭支援総合センター城陽相談室

〒610-0113 城陽市中芦原

電話 0774-55-4119

毎週水曜日に補装具等の相談を行います。※利用されるときは、予約が必要です。

○ 京都障害者職業相談室・センター

〒600-8235 京都市下京区西洞院通塩小路下ル東油小路町803

・相談室:電話 075-341-2626 FAX 075-341-2612

・センター:電話 075-341-2666 FAX 075-341-2678

職業相談室は障がい者の職業の相談、紹介をする機関、職業センターは短期訓練や適性検査などを行う機関です。

主な官庁等の案内

○ 宇治税務署

〒611- 0033 宇治市大久保町井の尻60-3

電話 0774-44-4141

■交通案内:近鉄電車 大久保駅下車 徒歩10分

○ 山城北保健所

〒611- 0021 宇治市宇治若森7-6

電話 0774-21-2191 FAX 0774-24-6215

■交通案内:JR宇治駅から南西へ約300メートル

○ 山城北保健所綴喜分室

〒610- 0331 京田辺市田辺明田1

電話 0774-63-5745 FAX 0774-62-6416

■交通案内:石清水八幡宮駅バス停から新田辺・草内行→田辺駅前下車 徒歩約3分

○ 京都南年金事務所

〒612-8558 京都市伏見区竹田七瀬川町8-1

・年金給付、年金の受給相談に関すること:お客様相談室 電話 075-644-1165

・被保険者資格、保険料などに関すること:国民年金課 電話 075-643-2547

■交通案内:近鉄電車・京都市営地下鉄 竹田駅(東口)より東へ徒歩約10分(500メートル)

○ 京都陸運支局内自動車税管理事務所

〒612-8677 京都市伏見区竹田向代町51-7

電話 075-672-6155 FAX 075-672-2995

■交通案内 :近鉄電車 上烏羽口駅下車 徒歩7分

:京都市営地下鉄 くいな橋駅下車 徒歩 5 分

○ 京都府自動車運転免許試験場

〒612-8486 京都市伏見区羽束師古川町647

電話 075-631-5181

■交通案内 :京阪電車中書島駅下車 → バス東土川行または淀行 → 樋爪口下車すぐ

○ 八幡警察署(駐車禁止除外証交付)

電話 075-981-0110

○ NHK 京都放送局(受信料減免):電話 075-251-1595

○ 西日本高速道路お客様センター(有料道路における割引):電話 0120-924-863

○ ETC 割引登録係(ETC を利用する場合) :電話 045-477-1233

障がい者に関するシンボルマーク

障がい者に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障がい者団体が提唱しているものもあります。

各マークの詳細・使用方法は、各関係団体にお問い合わせください。

| | | | |
|--------------------------|---|--|--|
| <p>障がい者のための国際シンボルマーク</p> |  | <p>障がいのある方にとって、利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを表す、世界共通マークです。車いす利用の方だけでなく、障がいのあるすべての方のためのマークです。</p> | <p>公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523</p> |
| <p>身体障害者標識</p> |  | <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> | <p>警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、 警察署交通課 警察庁 TEL03-3581-0141(代)</p> |
| <p>聴覚障害者標識</p> |  | <p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> | <p>警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、 警察署交通課 警察庁 TEL03-3581-0141(代)</p> |
| <p>耳マーク</p> |  | <p>聞こえが不自由なことを表すマークです。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法の配慮に御協力をお願いします。</p> | <p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046</p> |
| <p>ほじょ犬マーク</p> |  | <p>身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、補助犬の受け入れが義務付けられています。</p> | <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 TEL 03-5253-1111 FAX 03-3503-1237</p> |

| | | | |
|------------------------|---|---|--|
| オストメイトマーク |  | 人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。 | 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 TEL 03-3221-6673 FAX 03-3221-6674 |
| ハート・プラスマーク |  | 身体内部に障がいがある方を表すマークです。心臓や腎臓などの内部障がいや内臓疾患は外見から分かりにくいいため、視覚的に示すことで、理解と協力を広げるために作られたマークです。 | 特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL 052-718-1581 |
| 「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク |  | 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 | 岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 TEL 058-214-2138 FAX 058-265-7613 |
| ヘルプマーク |  | 義足や人工関節の方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からはわからないが援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮が必要であることを知らせ援助を得やすくなるよう、作成したマークです。 | 京都府 健康福祉部障害者支援課 TEL 075-414-4598 FAX 075-414-4597 配布場所 京都府庁(障害者支援課)、 京都府家庭支援総合センター、 京都府精神保健福祉総合センター、 難病相談支援センター、 各広域振興局(保健所など)、 児童相談所(宇治・田辺・福知山)、 ジョブパーク(テルサ・北京都)、 各市町村(京都市内各区役所含む)、 八幡市役所(障がい福祉課、 福祉総務課、高齢介護課、 健康推進課、家庭支援課、 生活支援課、管理・交通課) |

| | | | |
|---------------|---|---|--|
| <p>ヘルプカード</p> |  | <p>外見からはわからないが援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮が必要であることを知らせ、援助を得やすくなるよう、作成したカードです。</p> | <p>配布場所 八幡市役所(障がい福祉課、福祉総務課、高齢介護課、健康推進課、家庭支援課、生活支援課、管理・交通課)</p> |
|---------------|---|---|--|



八幡市 障がい福祉課
令和 6 年4月改訂